

立命館大学大学院特別研究学生規程

(目的)

第1条 この規程は、立命館大学大学院学則第44条の3第2項に基づき特別研究学生に関する事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 特別研究学生を志願することができる者は、本大学院と他の大学院等との協定等にもとづき、他の大学院等(以下「協定先機関」という。)から、本大学院において研究指導を受けることの許可を得た者とする。

(出願の手続)

第3条 特別研究学生を志願する者は、所定の期日までに、次の出願書類を添え、研究指導を希望する研究科長に願い出なければならない。

- (1) 特別研究学生願書
- (2) 協定先機関等の指導教員の推薦書
- (3) 研究計画書
- (4) その他研究科長が必要とする書類

2 前項の出願においては、選考料は徴収しない。

(選考および許可)

第4条 前条の志願者については、研究科委員会、研究科教授会または学院教授会(以下「研究科委員会等」という。)で選考のうえ、研究科長が特別研究学生として研究指導を受ける許可を決定する。

2 研究科長は、前項の決定を志願者に通知する。

(受入時期)

第5条 特別研究学生の受入時期は、立命館大学学則第15条に定める学期の始めとする。ただし、協定先機関との協定等にもとづき、学期の始め以外の時期に受入れることができる。

(期間)

第6条 特別研究学生として研究指導を受けることができる期間は、協定先機関との協定等による。ただし、博士課程前期課程または修士課程の大学院学生を受入れるときは、1年以内とする。

(研究指導)

第7条 特別研究学生を受け入れた研究科は、協定等にもとづき研究指導を行う。

- 2 研究指導が終了したときは、研究指導教員は研究指導報告書を作成し、研究科長に報告する。
- 3 特別研究学生の研究指導料については、徴収しない。

(研究にかかる費用)

第8条 特別研究学生として研究にかかる費用については、協定先機関との協議にもとづき、徴収することができる。

(施設利用の範囲)

第9条 特別研究学生は、本大学学生のための施設を利用することができる。

(特別研究学生証)

第10条 特別研究学生には、その身分を証明するものとして、特別研究学生証を交付する。

- 2 特別研究学生証に関する事項は、立命館大学学生証規程に定める。

(諸規則の遵守)

第11条 特別研究学生は本学の諸規則を守らなければならない。

(許可の取消)

第12条 特別研究学生として受入れた者が、本大学の諸規則に違反する行為または特別研究学生として相応しくない行為があった場合は、特別研究学生の身分を剥奪し、研究指導を中止する。

- 2 前項の手続きは、研究科委員会等の議を経て、研究科長が行う。

(授業科目の履修)

第13条 特別研究学生については、立命館大学大学院学則第44条の2の特別聴講学生として出願することを妨げない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教務会議の議を経て大学協議会で行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。